

★電話勧誘販売の要件が追加されています。

【抜粋版】

★CAP 資格登録者メールマガジン Vol.65 2024年6月28日

=====

キャリアアップコーナー

=====

学んだ「知識」と「今」を結びつけてお届けしているキャリアアップコーナー。今月のテーマは「電話勧誘販売」です。電話勧誘販売に対する適用対象(すべての商品・役務)、規制やクーリングオフ等は訪問販売と同じでしたね。では、ここでは「電話勧誘販売の要件」について確認していきましょう。

電話勧誘販売とは

- ・事業者が消費者に電話をかけ、または特定の方法でかけさせ
- ・その電話において行う契約の締結の勧誘により
- ・消費者からの契約の申込みを郵便・電話等によって受けたり、契約を締結する取引形態をいいます。
- ・インターネット回線を利用したウェブ会議システムや動画サイトの録音録画による勧誘も「電話」に含まれます。

電話勧誘販売には

1. 電話・郵便・信書便・電報・ファクシミリ・電子メール・SNS
2. ビラ・パンフレットを配布
3. 新聞・雑誌等に広告を掲載
4. ラジオ・テレビ・ウェブページ

等により、「契約の勧誘を告げないで」消費者に「電話をかけさせること」を要請した場合、または電話・郵便等により他のものに比して、著しく有利な条件で契約できる旨を告げて電話をかけることを要請した場合と規定されています。

2023年6月より、上記3および4が電話をかけさせる手段として追加されています。

※CAPテキスト改訂4版 P86 参照

=====

ブラッシュアップ知識

=====

◆車を売る際は要注意！中古車の売却トラブル(国民生活センター6/18)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240618_1.html

中古車の売却トラブルが増えているそうです。車を売却する場合は契約内容をしっかり確認するよう呼びかけています。

◆瞬間接着剤の使用によるやけどに注意 – つけ爪用接着剤にも使用されています！ – (国民生活センター6/19)

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240619_1.html

2023年11月、PIO-NETに、つけ爪用接着剤が手指に垂れ、ティッシュペーパーで拭き取ったところ、II度のやけどを負い、1か月以上の通院を要するとの診断を受けたという事例が寄せられました。

◆携帯用扇風機 損傷したバッテリーが破裂！（独立行政法人製品評価技術基盤機構）

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/kaden/2021062401.html>

地面に落とすなど強い衝撃で損傷した携帯用扇風機のバッテリーが破裂する事故の再現映像です。リチウムイオンバッテリーを搭載した携帯用扇風機が普及していますが、強い衝撃でバッテリー内部が破損すると、破裂や発火につながるおそれがあります。

◆ジャンプ式折りたたみ傘によるけがに注意しましょう！（東京くらしネット 7.8月号）

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/signal.html>

ボタンを押すだけで傘本体が開くとともに中棒が伸びるジャンプ式折りたたみ傘は、手がふさがっている時でも開閉がしやすく、大変便利。一方で、内部に強力なバネが入っているため、使用方法を誤れば重篤な事故に！

◆今からできる健康づくり ～合言葉は“ちょい足し”～（東京くらしネット 5.6月号）

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/2405_06/wadai.html

健康寿命を延ばすには、病気の予防だけでなく、体やこころの機能を保持すること（フレイル予防）が重要です。

日々の生活に“ちょい足し”できるフレイル予防のポイントが紹介されています。

◆健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023（厚生労働省 子供版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001195867.pdf>

身体活動を支援する関係者等を対象者として、身体活動・運動に係る推奨事項や参考情報がまとめられています。

子育て世代の皆さん、ちょっと覗いてみませんか！

※本資料はお客様対応専門員(CAP)資格登録者向けに月一度配信しているメールマガジンの一部です。本資料からの無断転載はご遠慮くださいますようお願いいたします。

作成：一般財団法人日本産業協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-11-1 島田ビル 3F

TEL03-3256-7731